

人事行政の運営等の状況

平成29年12月

安芸高田市

目 次

1 職員の任免及び職員数に関する状況	
（１）職員の採用状況	1
（２）職員の退職状況	1
（３）職員数の状況	1
2 職員の給与の状況	
（１）総括	3
（２）一般行政職給料表の状況	5
（３）職員の平均給与月額・初任給等の状況	5
（４）一般行政職の級別職員数等の状況	6
（５）職員の手当の状況	7
（６）特別職の報酬等の状況	10
（７）公営企業職員の状況	11
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
（１）職員の勤務時間	14
（２）年次有給休暇の取得状況	14
（３）時間外勤務及び休日勤務等の状況	14
（４）特別休暇等の状況	14
（５）育児休業等の取得状況	15
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	
（１）分限処分者数	16
（２）懲戒処分者数	16
5 職員の服務状況	
（１）公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣の状況	17
（２）営利企業等の従事許可の状況	17
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
（１）職員の研修の状況	18
（２）職員の勤務成績の評定の状況	18
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
（１）安全衛生管理体制	19
（２）職員の福利厚生事業の状況	19
（３）公務災害の認定状況	19
8 公平委員会の業務の状況	
（１）勤務条件に関する措置の要求の状況	20
（２）不利益処分に関する不服申立ての状況	20

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年安芸高田市条例第 3 号）第 6 条の規定に基づき、平成 28 年度安芸高田市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 29 年 12 月

安芸高田市長 浜田 一義

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成28年4月2日～平成29年4月1日）

職種	大卒程度	短大卒程度	高卒程度	身体障害者対象	割愛	その他選考	合計
一般事務職	3	3	4		1		11
消防吏員			3				3
計	3	3	7		1		14

※退職派遣後の採用、再任用職員、臨時的任用職員を除いています。

(2) 職員の退職状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

職種	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	合計
一般事務職	5	1	2					8
消防吏員	3							3
計	8	1	2					11

※退職派遣者、再任用後の離職者及び臨時的任用職員を除いています。

(3) 職員数の状況

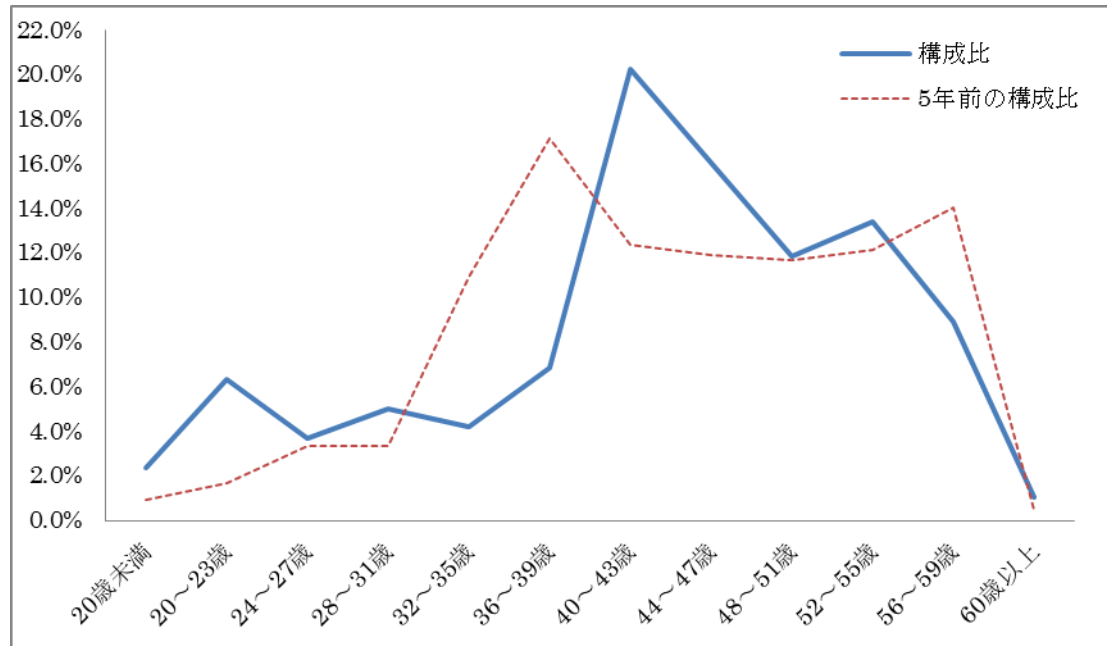
①部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
一般行政部門	議 会	5	5	0	地方創生業務の充実に伴う職員増
	総 務	78	79	1	
	税 務	24	24	0	
	民 生	90	94	4	職員の採用に伴う職員増 事務の集中化による職員減
	衛 生	8	7	△1	
	労 働				商工観光事業の充実に伴う職員増
	農林水産	20	20	0	
	商 工	7	8	1	
	土 木	31	31	0	
	小 計	263	268	5	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 90.0人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 - 人)
特別行政部門	教 育	33	33	0	
	消 防	49	49	0	
	小 計	82	82	0	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 27.5人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 - 人)
公営企業等 会計部門	水 道	7	7	0	事務の集中化による職員減
	下 水 道	10	9	△1	
	そ の 他	14	14	0	
	小 計	31	30	△1	
合 計		376 [525]	380 [525]	4 [525]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 127.6人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	9人	24人	14人	19人	16人	26人	77人	61人	45人	51人	34人	4人	380人

③職員数の推移

部門別 \ 年度	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	300	289	276	274	263	268	▲32 (▲10.7%)
教育	36	35	34	33	33	33	▲3 (▲8.3%)
消防	49	49	49	46	49	49	0 (—)
普通会計計	385	373	359	353	345	350	▲35 (▲9.1%)
公営企業等会計計	36	37	36	32	31	30	▲6 (▲16.7%)
総合計	421	410	395	385	376	380	▲41 (▲9.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
平成 27 年度から教育長は職員数に含みません。

2 職員の給与の状況

市職員の給与は、「職員の給与に関する条例」などの関係諸規定に基づいて、基本給としての給料と、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当が支給されています。

この給与は、民間給与の実態や物価、生計費などの調査結果に基づいて行われる人事院の「給与勧告」や広島県及び他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、市民の代表機関である市議会において慎重に審議され、決定されます。

市職員の給与及び定員管理などの実態は、次のとおりです。

(1) 総括

①人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳 人 口 (平成29年1月1日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成26年度の 人件費率
平成28年度	人 29,773	千円 19,761,398	千円 370,880	千円 3,814,184	% 19.3	% 20.3

②職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)		
平成28年度	人 345	千円 1,419,528	千円 194,077	千円 564,930	千円 2,178,535	千円 6,315	千円 5,780

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

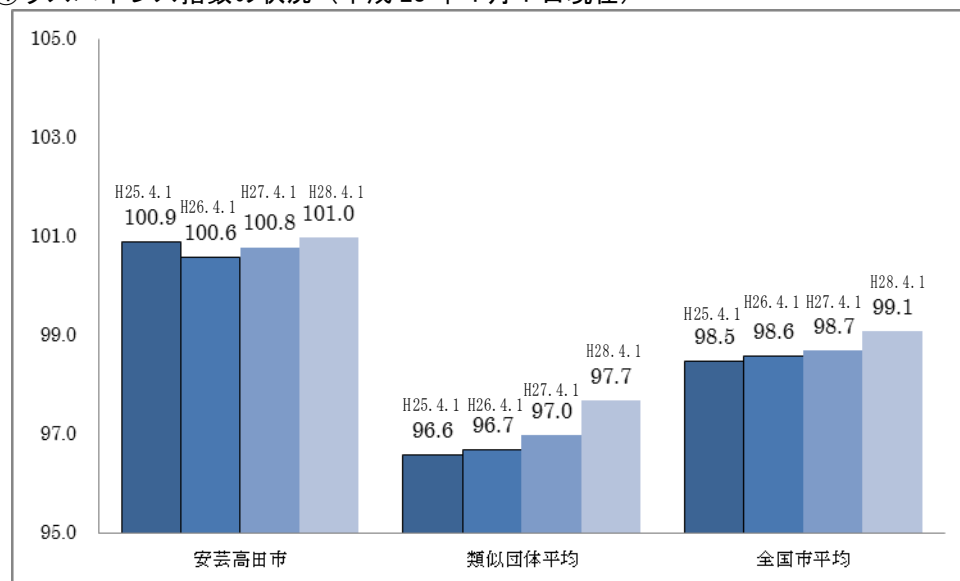
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

③特記事項

--

④ラスパイレス指数の状況（平成28年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月

額を 100 として計算した指数です。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものです。
- 3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

⑤給与改定の状況

安芸高田市には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。
月例給の給与改定率及び特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っています。

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
28 年度	円 —	円 —	円 (—%)	% —	% —	% 0.20

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
28 年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

⑥給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、給料表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

ア 給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職及び消防職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%引下げ。
激変緩和のため、当分の間の経過措置（現給保障）を実施しました。

イ 地域手当の見直し

本市は地域手当の非支給対象地域であるため、見直しは行っていません。

ウ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。
（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(2) 一般行政職給料表の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号給の給料月額	141, 600	191, 700	227, 900	261, 100	287, 100	317, 700	361, 800
最高号給の給料月額	246, 600	303, 400	349, 200	380, 200	394, 500	410, 400	444, 100

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸高田市	44. 8歳	344, 904円	401, 078円	360, 773円
広島県	44. 3歳	341, 948円	424, 545円	384, 290円
国	43. 6歳	330, 531円	—	410, 719円

イ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸高田市	34. 0歳	286, 990円	351, 628円	309, 320円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 29 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものあり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

② 職員の初任給の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		安芸高田市	広島県	国
一般行政職	大学卒	178, 200円	184, 800円	178, 200円
	高校卒	146, 100円	150, 500円	146, 100円
消防職	高校卒	164, 900円	—	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 1 0 年	経験年数 1 5 年	経験年数 2 0 年
一般行政職	大学卒	263, 450 円	305, 450円	355, 700円
	短大卒	—	286, 000 円	342, 200円
	高校卒	232, 600円	262, 300円	328, 600円
消防職	大学卒	—	—	—
	短大卒	—	—	—
	高校卒	—	—	329, 800円

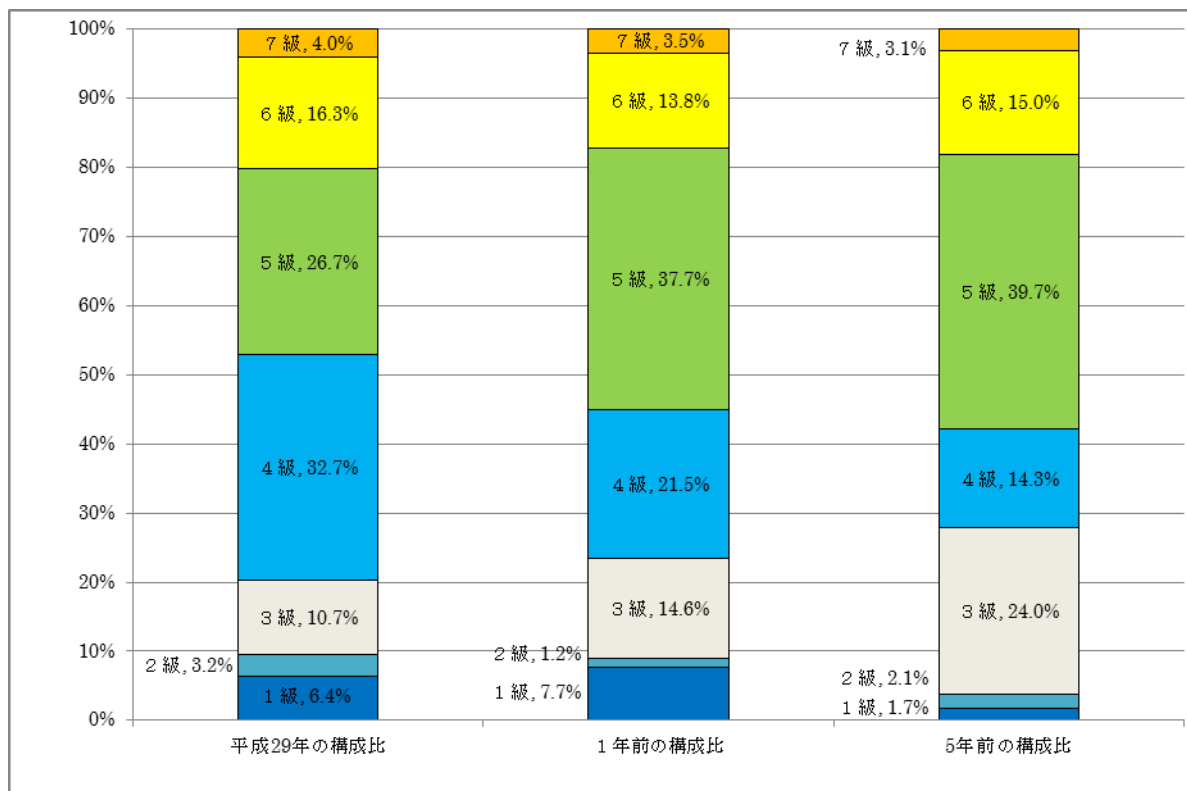
(注) 該当の職員が不在の箇所は「—」で表示しています。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	(参考) 1 年前の構成比
1 級	主事	16人	6.4%	7.7%
2 級	主事	8人	3.2%	1.2%
3 級	主任主事、主任	27人	10.7%	14.6%
4 級	専門員	82人	32.7%	21.5%
5 級	課長補佐・係長・主査	67人	26.7%	37.7%
6 級	課長・支所長・主幹	41人	16.3%	13.8%
7 級	部長	10人	4.0%	3.5%

(注) 1 安芸高田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 7 級制に変更しています。(旧給料表の 3 級及び 4 級を統合)

② 昇給への勤務成績の反映状況

本市では、人材育成に重点を置く人事評価制度を構築中であり、勤務成績の評定は実施していません。昇給に対する勤務成績への反映は、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、懲戒処分を受けた者等に対して、昇給号給数の調整を行っています。

将来的には昇給に対する勤務成績への反映も考慮しつつ、平成 21 年度から管理職（課長以上）を対象に、平成 24 年度から管理職以外の職員を対象に、また平成 26 年度から全職員を対象に人事評価制度の導入に向けた試行を行っています。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

安芸高田市	広島県	国
1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,632千円	1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,644千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

本市では、人材育成に重点を置く人事評価制度を構築中であり、勤務成績の評定は実施していません。勤勉手当に対する勤務実績の反映は、基準日（6月1日及び12月1日）以前の6ヶ月間において、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、懲戒処分を受けた者等に対して、支給率の調整を行っています。

将来的には勤勉手当に対する勤務成績への反映も考慮しつつ、平成21年度から管理職（課長以上）を対象に、平成24年度から管理職以外の職員を対象に、また、平成26年度から全職員を対象に人事評価制度の導入に向けた試行を行っています。

② 退職手当（平成29年4月1日現在）

安芸高田市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%～20%加算 1人当たり平均支給額 (定年等) (その他) 23,734千円 5,307千円	(支給率) 自己都合 応募認定退職・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%～45%加算

(注) 1 退職手当については、広島県市町総合事務組合で定められた条例により支給されています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		1,840千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		263,261円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	19.5%	人	20%
大阪府大阪市	16%	人	16%
広島県広島市	7.2%	7人	10%

④ 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成28年度決算）		2,019千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		36,702円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		14.5%	
手当の種類（手当数）		7種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収事務職員の特殊勤務手当	税務職員及び税外収入金等の徴収事務職員	滞納金の徴収のため出張し、滞納整理に従事した場合	500 円／日
防疫等作業職員の特殊勤務手当	防疫等作業に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者等に対する処理作業に従事した場合又は家畜伝染病等に対する防疫作業に従事した場合	500 円／日
行旅病人等取扱職員の特殊勤務手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱に従事した職員	行旅病人の救護作業に従事した場合	1,000 円／件
		行旅死亡人の取扱作業に従事した場合	3,000 円／件
社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当	社会福祉事務に従事する職員	現業を行う職員又は直接その指導を行う職員	10,000 円／月
	精神保健福祉業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する相談及び指導の現業事務に直接従事する職員等	500 円／日
し尿処理業務従事職員の特殊勤務手当	し尿処理施設に勤務する職員	常時現場においてし尿処理に関する業務に従事した職員	10,000 円／月
水道業務従事職員の特殊勤務手当	水道業務に従事する職員	水道料金の滞納整理に伴い、給水の停止業務に従事した場合	500 円／日
消防職員の特殊勤務手当	消防業務に従事する職員	（火災出動手当） 職員が火災出動し、かつ、消火作業に従事した場合	・機関運行者 300 円／件 ・その他の者 200 円／件
		（救急出動手当） 職員が救急出動し、かつ、救急業務に従事した場合	・機関運行者 300 円／件 ・救急救命士 400 円／件 ・その他の者 200 円／件
		（救助出動手当） 職員が救助出動し、かつ、救出救助業務に従事した場合	・機関運行者 300 円／件 ・救急救命士 400 円／件 ・その他の者 200 円／件
		（潜水手当） 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事した場合（潜水訓練も含む。）	・作業 500 円／回 ・加算額 500 円／時間

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	111,131千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	376千円
支給実績（平成27年度決算）	74,139千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	304千円

⑥ その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成28年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （平成28年度決算）
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給される手当。 ・配偶者 13,000 円 ・子 8,000 円 ・配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 子 10,000 円 子以外の扶養親族 9,000 円 ・特定期間（満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子）の加算 5,000 円	同	—	47,982千円	199,906円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃等を支払っている職員に支給される手当。 (借家・借間) 最高支給限度額 27,000 円	同	—	19,272千円	294,592円
	○単身赴任手当を支給され留守家族が居住する借家・借間の家賃を負担している職員に支給される手当。 ・上記、借家・借間の支給額の 1/2 最高支給限度額 13,500円	同	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給される手当。 (交通機関等の利用者) ・運賃等相当額	同	—	30,265千円	86,236円
	(自動車等の使用者) 通勤距離に応じ、5 km未満 (2,000 円) ～ 60 km以上 (31,600 円)	同	—		
	(交通機関等と自動車等との併用者) ・運賃相当額+上記自動車等の使用者の額	同	—		
単身赴任手当	○異動等に伴い転居し、やむを得ない事情等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当。 ・基本額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算額 100 km以上 300 km未満 (6,000 円) ～ 1,500 km以上 (45,000 円)	同	—	—	—
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき支給される手当。 ・対象区分に応じ、給料月額×10%～12% (例) 部長 12% 次長 11% 課長・室長 10%	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	26,742千円	514,489円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同	—	12,018千円	337,048円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同	—	4,001千円	118,965円
管理職特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当。 ・職員区分、勤務時間に応じ 3,000 円から 10,500 円/回	異	国の制度 職員区分、勤務時間に応じ 2,000 円 ～ 18,000円/回	189千円	92,400円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1回につき 4,200 円 ・勤務時間が5時間未満の場合 50/100 ・執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日等の退庁時から引き続き行われる宿直勤務 150/100	同	—	—	—

(6) 特別職の報酬等の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	市 副 教 育	長 長 長	860,000円	(参考) 平成28年度類似団体における最高/最低額	
			700,000円	950,000円 /	259,000円
			640,000円	772,000円 /	325,000円
				— /	—
報 酬	議 副 議	長 長 員	410,000円	545,000円 /	230,000円
			355,000円	474,000円 /	200,000円
			325,000円	442,000円 /	180,000円
期 末 手 当	市 副	市 長	(平成28年度支給割合) 4.30月分		
	議 副 議	長 長 員	(平成28年度支給割合) 4.30月分		
退 職 手 当	市 副 教 育	長 長 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
			給料月額×支給率 (500/100) ×年数	17,200,000円	任期毎
			給料月額×支給率 (300/100) ×年数	8,400,000円	任期毎
			給料月額×支給率 (250/100) ×年数	6,400,000円	任期毎
	備	考			

(注) 1 退職手当については、広島県市町総合事務組合で定められた条例により支給されます。

(7) 公営企業職員の状況

① 水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成27年度	269,523千円	13,525千円	17,900千円	6.6%	6.0%

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
平成 28 年度	2 人	9,246 千円	2,298 千円	3,738 千円	15,282 千円	7,641 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成 28 年 3 月 31 日現在の人数です。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
安芸高田市（一般行政職）	44.3歳	344,904円	401,078円 (535,420円)
水道事業	49.5歳	385,250円	453,439円 (609,197円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業				安芸高田市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,869千円				1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,632千円			
(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分				(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

水 道 事 業			安芸高田市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算			定年前早期退職特別措置 2%～20%加算		
1人当たり平均支給額 一千円			1人当たり平均支給額 (定年等) 23,734千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 特殊勤務手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成28年度決算)	— 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	— 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)	— %		
手当の種類 (手当数)	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収事務職員の特殊勤務手当	税務職員及び税外収入金等の徴収事務職員	滞納金の徴収のため出張し、滞納整理に従事した場合	500 円/日
水道業務従事職員の特殊勤務手当	水道業務に従事する職員	水道料金の滞納整理に伴い、給水の停止業務に従事した場合	500 円/日

(エ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成28年度決算)	300千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	142千円
支給実績 (平成27年度決算)	254千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	154千円

(オ) その他の手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給される手当。 ・配偶者 13,000 円 ・子 8,000 円 ・配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 子 10,000 円 子以外の扶養親族 9,000 円 ・特定期間 (満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子) の加算 5,000 円	同	—	510 千円	510,000 円
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃等を支払っている職員に支給される手当。 (借家・借間) 最高支給限度額 27,000 円	同	—	—	—
	○単身赴任手当を支給され留守家族が居住する借家・借間の家賃を負担している職員に支給される手当。 ・上記、借家・借間の支給額の 1/2 最高支給限度額 13,500円	同	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給される手当。 (交通機関等の利用者) ・運賃等相当額	同	—	170千円	85,200円
	(自動車等の使用者) 通勤距離に応じ、5 km未満 (2,000 円) ～ 60 km以上 (31,600 円)	同	—		
	(交通機関等と自動車等との併用者) ・運賃相当額+上記自動車等の使用者の額	同	—		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
単身赴任 手 当	○異動等に伴い転居し、やむを得ない事情等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当。 ・基本額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算額 100 km以上 300 km未満 (6,000 円) ～ 1,500 km以上 (45,000 円)	同	—	—	—
管 理 職 手 当	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき支給される手当。 ・対象区分に応じ、給料月額×10%～12% (例) 部長 12% 次長 11% 課長・室長 10%	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	—	—
休日勤務 手 当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同	—	—	—
夜間勤務 手 当	○正規の勤務時間として、夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同	—	—	—
管 理 職 特別勤務 手 当	○管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当。 ・職員区分、勤務時間に応じ 3,000 円から 10,500 円/回	異	国の制度 職員区分、勤務時間に応じ 2,000 円 ～ 18,000円/回	—	—
宿 日 直 手 当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1回につき 4,200 円 ・勤務時間が5時間未満の場合 50/100 ・執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日等の退庁時から引き続き行われる宿直勤務 150/100	同	—	—	—

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）（平成 29 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	備 考 (時差通勤等を実施している場合は、その内容を簡潔に記入する)
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	60 分	—	

- (注) 1 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているものです。
- 2 休息時間：一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能力の増進を図ることを目的として、条例・規則に基づき正規の勤務時間中に付与されるものです。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
9,199 日	2681.9 日	237 人	11.3 日	29.2%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
48,252 時間	18.8 時間

- (注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。
- 2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除したものです。

(4) 特別休暇等の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給 の別	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給	同	
職員が証人等として官公署等へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給	同	
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者となる場合	必要と認められる期間	有給	同	
職員が次の災害、福祉に関するボランティア活動に参加する場合 ア 被災地等における被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム等における活動 ウ ア、イ以外の障害者の日常生活を支援する活動	一の年において 5 日の範囲内の期間	有給	同	
職員が結婚する場合	市長が定める期間内における連続する 5 日の範囲内の期間	有給	同	
産前の場合	出産日までの申し出た期間	有給	同	
産後の場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給	同	
職員の妻が出産する場合（出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する場合）	当該期間内における 5 日の範囲内の期間	有給	同	

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
女性職員の生理の場合	2日を超えない範囲内で職員が請求した期間	有給	異	国は制度無
職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合	一の年において5日の範囲内の期間	有給	同	
職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	有給	同	
日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	一の年において5日の範囲内の期間	有給	同	
職員の妻が出産する場合	市長が定める期間内における2日の範囲内の期間	有給	同	
職員の親族が死亡した場合	親族の種類に応じた日数の範囲内の期間	有給	同	
父母を追悼する場合	1日の範囲内の期間	有給	同	
夏季における健康の維持及び増進等の場合	一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間	有給	同	
現住居の滅失、損壊の場合	7日の範囲内の期間	有給	同	
災害、交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	有給	同	
退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給	同	
研修を受ける場合	必要と認められる期間	有給		
厚生に関する計画の実施に参加する場合	必要と認められる期間	有給		
非常勤の消防団員として消防団業務に従事する場合	必要と認められる期間	有給		
国、他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねる場合	必要と認められる期間	有給		
団体の役員又は職員の地位を兼ねる場合	必要と認められる期間	有給		
委嘱を受けて、講演、講義等を行う場合	必要と認められる期間	有給		
職務に関係のある試験又は選考を受ける場合	必要と認められる期間	有給		
勤務条件の措置に関し要求した者がその審理に出頭する場合	必要と認められる期間	有給		
不利益処分審査を請求した者がその審理に出頭する場合	必要と認められる期間	有給		
妊娠中等の期間に保健指導、健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給		
妊娠中の女性職員の通勤緩和の場合	必要と認められる期間	有給		

(注) 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているものです。

(5) 育児休業等の取得状況（平成28年度）

育児休業取得者数	部分休業取得者数
1人 (1人)	—

(注) 上段には平成28年度に新たに取得した者、下段には平成27年度以前から引き続き取得している者の人数を示しています。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：人）

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条 第 1 項第 1 号					0
心身の故障の場合	地公法第 28 条 第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号					0
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条 第 1 項第 3 号					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、 過員を生じた場合	地公法第 28 条 第 1 項第 4 号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条 第 2 項第 2 号					0
条例で定めた事由による場合	地公法第 27 条 第 2 項					0
計		0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：人）

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第 1 項第 1 号					0	0
職務上の義務に違反し又は職務 を怠った場合	地公法第 29 条 第 1 項第 2 号					0	5
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	地公法第 29 条 第 1 項第 3 号					0	0
計		0	0	0	0	0	5

（注） 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、厳重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

5 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

派遣形態根拠		法 人 名	派遣職員数（人）		
			役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 派遣法第 2 条第 1 号	広島北部農業協同組合		1	1
	一般地方独立行政法人 派遣法第 2 条第 2 号			0	0
	特別の法律で設立された法人 派遣法第 2 条第 3 号	安芸高田市社会福祉協議会		1	1
		広島県地域保健医療推進機構		1	1
		安芸高田市シルバー人材センター		1	1
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第 2 条第 4 号	市長会		0	0
		議長会		0	0
	小 計			4	4
退職派遣	特定法人 派遣法第 10 条	株式会社サンフレッチェ広島		1	1
	小 計			1	1
合 計				5	5

(2) 営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第 38 条関係）

（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

区 分	人（件）	備 考
許可人数 （または許可件数）	35	

（注） 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

① 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第 39 条第 2 項）

策定の有無	策定期間
有	平成 19 年 3 月

② 研修の実施状況（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

機関別研修		参加者数
派遣研修	ひろしま自治人材開発機構	84 人
	市町村アカデミー （市町村職員中央研修所）	—
	国際文化アカデミー （全国市町村国際文化研修所）	5 人
	その他の派遣研修 （広島県市町村職員海外派遣研修）	2 人
独自研修	総務課が主催した研修	延べ 918 人
	総務課以外が主催した研修	延べ 744 人
計		延べ 1,662 人

(2) 職員の人事評価（勤務成績の評定）の状況（地方公務員法第 40 条）

① 人事評価の実施状況

実施の有無	導入時期
有	平成 28 年 4 月

② 勤務評定の活用区分

活用区分		活用	未活用
任用管理	昇給・昇格	—	—
	配置換	—	—
	降任・免職	—	—
人材育成		—	—
給与上の処遇	特別昇給	—	—
	普通昇給	—	—
	勤勉手当	—	—

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成 28 年度実績）

区分		市長部局等	教育委員会	消防本部・消防署
衛生管理者	選任事業場数	1 箇所	—	1 箇所
衛生推進者	選任事業場数	6 箇所	19 箇所	—
産業医	選任事業場数	1 箇所	—	1 箇所
衛生委員会	選任事業場数	1 箇所	—	1 箇所

(2) 職員の福利厚生事業の状況（平成 28 年度実績）

事業名	内容
健康診断事業	一般・特別健康診断、人間ドック
健康相談事業	産業医の定期健康相談
過重労働対策事業	産業医の過重労働者に対する健康調査等
メンタルヘルス対策事業	メンタルヘルスカウンセラー事業
互助会運営事業	職員互助会及び広島県市町村職員共済互助会による職員の保健・元氣回復事業の実施

(3) 公務災害の認定状況（平成 28 年度実績）

区 分	市長部局等	教育委員会	消防本部・消防署	計
公務災害	3 件	0 件	0 件	3 件
通勤災害	0 件	0 件	0 件	0 件
計	3 件	0 件	0 件	3 件

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	H28. 3. 31 現在 継続件数 (A)	H28. 4. 1～H29. 3. 31 の措置要求の件数 (B)	H28. 4. 1～H29. 3. 31 の終結件数 (C)	H29. 3. 31 現在 継続件数 (A+B-C)
給 与	—	—	—	—
旅 費	—	—	—	—
勤務時間	—	—	—	—
休 暇	—	—	—	—
執務環境	—	—	—	—
福利厚生	—	—	—	—
転 任	—	—	—	—
任 用	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

区 分		H28. 3. 31 現在 継続件数 (A)	H28. 4. 1～H29. 3. 31 の措置要求の件数 (B)	H28. 4. 1～H29. 3. 31 の終結件数 (C)	H29. 3. 31 現在 継続件数 (A+B-C)
分 限 処 分	降 給	—	—	—	—
	降 任	—	—	—	—
	休 職	—	—	—	—
	免 職	—	—	—	—
懲 戒 処 分	戒 告	—	—	—	—
	減 給	—	—	—	—
	停 職	—	—	—	—
	免 職	—	—	—	—
転 任		—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—
合 計		—	—	—	—